

表 2-4-1 福井県公害防止条例に定めるばい煙に係る特定施設

(1) ばい煙に係る特定施設の種類

No.	特 定 施 設 の 種 類
1	金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。）であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が 0.5m^2 以上 1m^2 未満であるもの ② 羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。）が 0.5m^2 未満であるもの ③ バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり30L以上50L未満であるもの ④ 変圧器の定格容量が200kVA未満であるもの
2	廃棄物焼却炉であって、その規模が次のいずれかに該当するもの ① 火格子面積が 2m^2 以上であるもの ② 焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの
3	ガラスまたはガラス製品の製造の用に供する焼成炉および熔融炉
4	銅、鉛または亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉および乾燥炉
5	カドミウム系顔料または炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設
6	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設
7	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽
8	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉
9	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設および塩化水素吸収施設（塩素ガスまたは塩化水素ガスを使用するものに限り、6から8までに掲げるものおよび密閉式のものを除く。）
10	燐、燐酸、燐酸質肥料または複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉および溶解炉
11	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設および蒸留施設（これらのうち密閉式のものを除く。）
12	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉および焼成炉
13	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）または鉛の管、板もしくは線の製造の用に供する溶解炉
14	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉
15	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉および乾燥施設
16	塩酸または弗酸による反応施設および表面処理施設
17	無機化学工業品または食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃料装置を含む。）および直火炉（15に掲げるものを除く。）

(注) 1および3から15に掲げる施設については、大気汚染防止法の対象施設は除く。

(2) ばい煙に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 項 目	規 制 値
金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉（上記表の1に掲げる施設）	ばいじん	$0.20 \text{ g} / \text{N m}^3$
廃棄物焼却炉 （上記表の2に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	$1.0 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	塩素	$30 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	鉛およびその化合物	$10 \text{ mg} / \text{N m}^3$
塩酸および弗酸による反応施設および表面処理施設など有害物質を使用または排出する施設 （上記表の3から17に掲げる施設）	カドミウムおよびその化合物	$1.0 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	塩素	$30 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	塩化水素	$80 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	弗素、弗化水素および弗化珪素	$10 \sim 20 \text{ mg} / \text{N m}^3$
	鉛およびその化合物	$10 \sim 30 \text{ mg} / \text{N m}^3$

表 2 - 4 - 2 福井県公害防止条例に定める炭化水素類に係る特定施設

(1) 炭化水素類に係る特定施設の種類の種類

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	貯蔵施設（揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設（温度が15℃、1気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。））	貯蔵容量が50kL以上であるもの
2	出荷施設（燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設）	1日の取扱量が30kL以上であるもの
3	燃料小売業の用に供する地下タンク（燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンク）	貯蔵容量の合計が30kL以上であるもの

- (注) 1 「揮発性の高い有機化合物」とは、次のものをいう。
 イ 単一成分であるものにあつては、1気圧の状態沸点が150℃以下であるもの
 ロ 単一成分でないものにあつては、1気圧の状態5容量比パーセントの留出量となるとき温度が150℃以下であるもの
 2 「貯蔵容量」とは、消防法第11条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積、その他の施設にあつては内容積をいう。

(2) 炭化水素類に係る特定施設の規制基準

施 設 の 種 類	規 制 基 準
貯蔵施設 （上記表の1に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 吸着式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。 (2) 浮屋根式構造またはこれと同等以上の効果を有する構造とすること。
出荷施設 （上記表の2に掲げる施設）	薬液による吸収式処理装置またはこれと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。
燃料小売業の用に供する地下タンク （上記表の3に掲げる施設）	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 通気管にタンクローリーと直結する蒸気返還設備を設置し、適切に使用すること。 (2) 凝縮式処理装置もしくは薬液による吸収式処理装置またはこれらと同等以上の性能を有する処理装置を設け、適切に稼働させること。

表 2 - 4 - 3 福井県公害防止条例に定める特定工場（燃料使用量関係）

工 場 の 規 模	1時間当たりの通常の燃料使用量が重油換算600kg以上の工場または事業場	
規 制 基 準	規制項目	特定工場で排出する硫酸化物の量
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表 2 - 5 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例に定めるアスベスト発生施設

No.	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
2	混合機	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
3	紡織用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット未満であるもの
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
5	研磨機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
6	切削用機械	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
7	破砕機および摩砕機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
8	プレス（剪せん断加工用のものに限る。）	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの
9	穿せん孔機	原動機の定格出力が2.2キロワット未満であるもの

- (注) この表の中欄に掲げる施設は、アスベストを含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものおよび密閉式のものを除く。